

東久留米市中等度難聴児発達支援事業

(補聴器購入費の助成)

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の取得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。事前に障害福祉課で、ご申請ください。

1 対象となる児童（次のいずれにも該当する児童）

- (1) 東久留米市内に居住している18歳未満の児童。
- (2) 両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力でないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童。

2 対象とならない場合

- (1) 申請前に補聴器を購入した場合。

3 助成について

1台あたりの助成額は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日付厚生労働省告示第528号）の例による。

ただし、14万4千9百円を超える場合は、14万4千9百円を限度に助成します（修理費に係る費用は対象外です）。

原則片耳への支給となりますが、教育上・生活上特に必要があると認めた場合は両耳に支給します。

4 利用者負担

住民税課税の世帯では、原則1割の利用者負担が生じます（生活保護世帯・住民税非課税世帯は負担なし）。

また、補聴器の購入費用が基準額以上の場合は、超過分は利用者負担となります。

5 手続きの方法

障害福祉課（市役所1階）にて、下記書類の提出により申請をしてください。

- (1) 申請書（中等度難聴児発達支援事業 補聴器購入費助成申請書）
- (2) 医師の意見書（中等度難聴児発達支援事業 補聴器購入費助成金交付意見書）
- (3) 補聴器の見積書

6 ご相談・ご申請の窓口

東久留米市福祉保健部 障害福祉課 福祉支援係（市役所1階）

電話 042-470-7747（直通）

FAX 042-475-8181

別表（第3、第4、第8関係）

補聴器の種類		1台あたりの基準価格 (R6.4現在)	基準価格に含まれるもの	耐用年数	備考
高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型 耳あな型 (レディメイド) 耳あな型 (オーダーメイド) 骨導式ポケット型 骨導式眼鏡型		44,000円	厚生労働省告示の例による。ただし、東京都中等度難聴児発達支援事業実施要領（平成28年3月31日27福保障自第1554号。以下「東京都実施要領」という。）別表1に定める1台当たりの基準価格を超える場合は、当該価格を限度とする。	5年	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。
		46,400円			
		59,000円			
		71,200円			
		92,000円			
		144,900円			
		74,100円			
		126,900円			
補聴システム(FM型・デジタル方式)	ワイヤレスマイク	135,400円	厚生労働省告示の例による。ただし、東京都実施要領別表2に定める1台当たりの基準価格を超える場合は、当該価格を限度とする。		補聴器本体と一緒に購入する場合は、左記額を加算できる。
	受信機	97,300円			
	オーディオチュー	5,250円			

(注) 補聴器の種類は、厚生労働省告示に定める補聴器とする。